

# KNC NETWORK NEWS

2018年3月10日 発行

経営一言:「スポーツは言葉のいらないコミュニケーションだと思っています。」

(平昌オリンピック 女子スピードスケート500m金メダリスト 小平 奈緒選手)

—所長コメント:人は感動で動きます。アスリートの言葉、一つ一つが感動の連続です。又、感動は相手の心に訴える大きな動機付けになります。フィギアの羽生結弦選手も「次の幸せのためのステップだと思う。」小平奈緒選手も、31歳の今も「毎日が新鮮」と云っています。本当に私達に教えを与えて下さいます。—



(有)北野財経システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

http://kncc.co.jp

## 気になる記事: 仮想通貨、複数社処分へ。金融庁、一部は業務停止

金融庁は立ち入り検査で問題が見つかった複数の仮想通貨交換業者を一斉に処分する。顧客保護やマネーロンダリング(資金洗浄)を防ぐ体制などが不十分と判断、登録を申請中の仮想通貨のみなし業者など一部に業務停止命令を検討する。巨額の仮想通貨が流出したコインチェックには2度目の業務改善命令を出し、被害者への早期補償を求める。同庁は厳しい対応で利用者保護の徹底を各業者に促す。検査の結果、顧客保護や資金洗浄などの対応がずさんな事例が見つかったもよう。複数の業者に業務停止命令や業務改善命令を出し、業務継続へ向けた対応を迫る。

## 簡易課税事業者の売上が5千万円超えた場合 《税務》

消費税を簡易課税制度で計算している事業者は、課税売上が5千万円を超えると自動的に原則課税で計算することになります。ただし、一度、「簡易課税制度選択届出書」を提出するとその効力は続くので、課税売上が5千万円以下になれば簡易課税制度で計算しなければなりません。

簡易課税制度の適用の効力を終了させるには、簡易課税の適用をやめる課税期間までに、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。この届出書は、簡易課税制度の適用を開始した課税期間から2年経過した課税期間以降でなければ提出できません。

## 商品サービスの相場 《経営》

散歩の途中、八百屋の店先で偶然、「白菜一束1,000円」という値札をみつめてしまいました。小さい白菜2個を1,000円で買う気にはなれません。この冬の野菜の高騰は少ない雨量や厳しい寒さが原因で、相場の上げ下げは消費者に打撃を与えます。

現在、高価格商品と言えば、時計・バッグ・貴金属・衣料品等の有名ブランド、高級外国車、高級チョコレート等が代表ですが、その共通点は生産者と販売者のマーケティング戦略が継続して高価格を掲げている事です。しかし、現在のような白菜の相場高騰は、生産者も顧客も歓迎していないでしょう。顧客が受け入れない価格は、需要が安定しないという事です。

例えば、知人が経営するレストランは、平凡な地元客中心の店舗でしたが、近年観光客増加とともに接客度や価格帯水準を上げてきました。結果、観光客増加に反比例して地元客は年々減少しました。これまで1,000円で食していたメニューが、2,000円になったりしたからです。

ところが、自然災害をきっかけに観光客が激減して、この店舗は経営不振になってしまいました。白菜は相場が戻れば需要が回復します。しかし、この店舗の経営は、価格帯水準を元に戻しても顧客が戻って来る事はないでしょう。

## 社内の緑地化、減価償却の耐用年数20年 《税務》

植物には人の気持ちを安らかにしてくれる効果があると言われています。静かな森林に身を置いて癒される人が多いのは事実でしょう。オフィス内に鉢植えなどの緑を配置する会社が多いのも、視覚的効果以外にも何かしら「気持ちい」と感じるからに他なりません。樹木や芝生などが一体となった緑化施設は、これが工場であれば、「構築物」の中にある「工場緑化施設」となり、耐用年数7年で償却することになります。建物が工場以外であれば、「その施設及び庭園」として20年で償却します。

この「償却資産」には、花壇や緑化に使用する散水用配管、排水溝などまで広く含まれますが、ゴルフ場や運動場など、「緑化」目的以外の機能を果たすためのものは「緑化施設」とは認められません。

なお、緑化に関しては自治体ごとに助成金の交付制度を設けていることが多いので、設置の前には必ず確認が必要になります。特に東京都は2020年の五輪開催に向けてヒートアイランド対策に力を入れているため、屋上緑化などでは上限1000万円クラスの補助金も用意しています。各区の制度とは別に受けることが可能なものもあり、一定の改修などを考えている企業はチャンスかもしれません。

## 相続税と遺産の未分割 《相続》

相続税の申告と納税の期限は、被相続人が死亡した日の翌日から10か月以内です。たとえ相続財産が分割されていなくても期限は変わりません。相続税の申告書の提出が遅れ、それに伴い納税も期限内にできなかった人は、申告しなかったことに対する「無申告加算税」と、納付が遅れたことに対する「延滞税」を納めることになります。無申告加算税や延滞税を免れるには、財産を受け取る前でも後でも仮の財産額を計算して申告するようにしましょう。

仮の財産額は、各相続人が民法に規定する相続分に従って財産を取得したと仮定して計算します。相続財産の分割で実際に受け取った額と仮の財産額に差額が生じる時は、実際に受け取った財産の額に基づいて修正申告もしくは更正の請求をします。

宅地の評価額を最大8割下げる「小規模宅地の特例」は、期限内に申告と納税をしなければ使えなくなります。ただし、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して、遺産分割協議後に更生の請求書または修正申告書を提出することで適用可能となります。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。